

2021年5月12日

株 主 各 位

東京都豊島区目白三丁目1番40号
株式会社リソー教育
代表取締役社長 平野 滋 紀

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示していただき、2021年5月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年5月28日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階 桜 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第36期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 取締役に対するストック・オプション内容一部追加の件

以 上

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り書面によって議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場はお控えいただきますよう、お願い申しあげます。
- ・今後の流行状況により、感染症の拡大防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.tomas.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

※ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tomas.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面に記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tomas.co.jp/>）に掲載させていただきます。

第36期 期末（第4四半期）配当金のお支払いについて

当社は2021年4月7日開催の取締役会で期末（第4四半期）配当金のお支払いを決議いたしました。

つきましては、2021年5月13日を支払開始日として、1株につき9.5円の期末（第4四半期）配当金をお支払いいたします。同封の配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で、払渡期間内（2021年5月13日から2021年6月14日まで）にお受取り願います。

なお、銀行預金口座振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」ならびに「配当金振込先ご確認のご案内」のとおり、手続きをいたしますのでご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

(全般の概況)

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染拡大防止と経済活動の両立を図るなかで、一部に回復の兆しは見られるものの、海外経済の減速や足元の感染者数の再拡大を受け自粛要請の強化などで経済活動が抑制されるリスクがあり、いまだ先行きが不透明な状態が続いております。

学習塾業界におきましても、こうした経済状況により、特に集団指導塾においては一斉休校を余儀なくされるところが多く、依然として解消のための方策が見えてこない少子化問題や、加えて教育制度改革や大学入試改革など複合的な要因も絡むなど、取り巻く環境が大きく変わろうとしております。

このような外部環境に対して、少子化を前提としたビジネスモデルである当社グループは、「すべては子どもたちの未来のために」という考え方から、高品質な「本物」の教育サービスを提供し、徹底した差別化戦略によって日本を代表するオンリーワン企業を目指すことを経営の基本方針としております。

当社グループの教室においても昨年4月の緊急事態宣言の発出の際は休校措置を取りましたが、子どもたちが安全に教育を受けられる場を守るために、同業他社には例のない徹底した感染防止策(高さ190cm超の壁に囲われたブースでの指導、生徒と講師の間を仕切るビニールカーテンの設置、生徒および講師のサージカルマスク着用、講師のフェイスシールド着用など)を講じることで、子どもたちが安心して通塾できる環境作りに注力してまいりました。また、感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出後、医療現場での医療器具等の不足報道を受けて、教室用に事前に手配しておりました医療用フェイスシールドを、速やかに1都3県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に寄付を行っております。

この当社独自の感染防止策が評価され、各種メディアに取り上げられたこともあり、新型コロナウイルスによる自粛の影響で減少した生徒数は、2020年8月末時点には前年同期を上回る生徒数まで回復し、その後も順調に生徒数を伸ばすことができました。

一方で、当社子会社の株式会社スクールTOMAS（学校内個別指導事業）で実施してきたオンライン英会話事業の実施方法を、完全に外注化することにより、海外子会社の閉鎖費用を特別損失に計上しております。当該事業を外注化することにより、来期以降はこれまで固定費（人件費および地代家賃等）だったものが変動費化し、来期のスクールTOMASの収益性向上につながるものと考えております。

また、コロナ後の業績回復を見据え、来期（第37期）のスタートの3月より新校開校を再開するための人材の確保、育成や優良物件の事前確保などの先行投資による前倒し費用もこの当連結会計年度に計上しております。

今後も、新型コロナウイルス感染防止に努めてまいるとともに、引き続き当社独自の徹底した感染防止策を講じ、子どもたちが安心して勉強できる環境を守りながら、グループ全体の成長を目指していきたいと考えております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は25,201百万円（前期比5.6%減）、営業利益は1,010百万円（前期比62.8%減）、経常利益は1,192百万円（前期比56.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は555百万円（前期比71.6%減）となりました。

（部門別概況）

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

(a) TOMAS（トーマス） [学習塾事業部門]

完全1対1の進学個別指導による高品質な教育サービスを提供し、売上高は13,613百万円（前期比0.3%増）、内部売上を含むと13,613百万円（前期比1.5%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、インターTOMAS桜新町校（東京都）を新規開校、TOMAS藤沢校（神奈川県）、TOMAS成増校（東京都）を移転リニューアルいたしました。

(b) 名門会 [家庭教師派遣教育事業部門]

100%プロ社会人講師による教育指導サービスの提供に加え、全国区へ事業展開を図っておりますが、各校舎の休校等の影響により、売上高は4,753百万円（前期比7.7%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、TOME I K A I名古屋御器所校（愛知県）、TOME I K A I四条烏丸校（京都府）を新規開校、名門会藤沢駅前校（神奈川県）を移転リニューアル、既存の対面授業に加え、オンライン授業を開始いたしました。

(c) 伸芽会 [幼児教育事業部門]

名門幼稚園・名門小学校受験業界でトップクラスの合格実績を誇る既存事業「伸芽会」に加え、受験対応型の長時間英才託児事業「伸芽’ Sクラブ（しなが〜ずくらぶ）」の2つのブランドの充実を図り、売上高は4,843百万円（前期比0.9%増）、内部売上を含むと4,844百万円（前期比0.3%増）となりました。

当連結会計年度におきましては、伸芽’ Sクラブ学童藤沢校（神奈川県）を移転リニューアルいたしました。

(d) スクールTOMAS [学校内個別指導事業部門]

学校内個別指導塾「スクールTOMAS」の営業展開を推し進めておりますが、各学校の休校等の影響により、売上高は1,344百万円（前期比10.3%減）、内部売上を含むと1,579百万円（前期比9.2%減）となりました。

(e) プラスワン教育 [人格情操合宿教育事業部門]

情操分野を育む多彩な体験学習サービスの提供を行っておりますが、自粛等の影響により、売上高は635百万円（前期比61.9%減）、内部売上を含むと667百万円（前期比60.8%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、TOMASサッカースクール東陽町校（東京都）、TOMASサッカースクール立川校（東京都）、TOMAS体操スクール二子玉川校（東京都）を新規開校いたしました。

(f) その他の事業

売上高は11百万円（前期比7.3%減）、内部売上を含むと84百万円（前期比6.3%増）となりました。

当連結会計年度におきましては、講師採用業務の一括管理、採用した講師の育成、研修、紹介を一貫して行う、株式会社「ココカラTチャーズ」を設立いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、TOMAS、名門会および伸芽会等における新規開校や既存校のリニューアルに伴う器具備品等およびソフトウェアに係る設備投資を行い、設備投資総額は582百万円（うち差入敷金174百万

円)となりました。

設備投資の内訳は、学習塾事業395百万円(うち差入敷金保証金127百万円)、家庭教師派遣教育事業93百万円(うち差入敷金保証金11百万円)、幼児教育事業68百万円(うち差入敷金保証金31百万円)、学校内個別指導事業3百万円、人格情操合宿教育事業19百万円(うち差入敷金保証金3百万円)となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2020年7月21日に当社取締役会の決議により、第三者割当による自己株式の処分を行い、2020年8月6日に1,000百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年9月30日付で、ヒューリック株式会社との間の資本・業務提携契約に基づき、同社が発行する普通株式104,400株を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第33期 (2017年3月1日から 2018年2月28日まで)	第34期 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)	第35期 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	第36期 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)
売 上 高	22,584百万円	24,496百万円	26,704百万円	25,201百万円
経 常 利 益	2,139百万円	2,540百万円	2,749百万円	1,192百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,381百万円	1,576百万円	1,953百万円	555百万円
1株当たり当期純利益	9.36円	10.68円	13.24円	3.79円
総 資 産	11,724百万円	12,510百万円	13,214百万円	13,940百万円
純 資 産	6,273百万円	6,263百万円	6,157百万円	6,575百万円
1株当たり純資産額	42.49円	42.28円	41.35円	44.02円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準28号 2018年2月16日）等を第35期の期首から適用しており、第34期については、遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	事 業 内 容
株 式 会 社 名 門 会	百万円 10	% 100.0	家庭教師派遣教育事業
株 式 会 社 伸 芽 会	百万円 10	% 100.0	幼児教育事業
株式会社プラスワン教育	百万円 10	% 100.0	人格情操合宿教育事業
株式会社スクールTOMAS	百万円 397	% 100.0	学校内個別指導事業
株式会社駿台TOMAS	百万円 50	% 51.0	難関校受験対策特化 個別指導事業
株式会社ココカラTチャーズ	百万円 10	% 100.0	講師採用・研修・紹介事業

(注) 当社は2020年8月3日付で、株式会社ココカラTチャーズを設立しました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、少子化の流れが継続する中で、学習塾業界を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況で推移するものと考えられます。これに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響も終息の気配を見せない中では、業績面での二極化による企業再編・淘汰がさらに加速度的に進むと推測されます。

そうした中にあっても、当社グループにおきましては、既存の各事業部門（TOMAS・名門会・伸芽会）は従来通りの差別化戦略を徹底するとともに、受験対応型長時間英才託児事業「伸芽'Sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」、マンツーマン英会話スクール「インターTOMAS」、学校内個別指導塾「スクールTOMAS」、人格情操合宿教育事業「プラスワン教育」のさらなる収益力強化を図ってまいります。

特に「伸芽'Sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」および「インターTOMAS」は、伸芽'Sクラブにより1歳児から顧客を囲い込み、インターTOMASで大学生、社会人へとつなげていく「年齢軸からみた囲い込み戦略」のカギとなる事業領域と認識しております。さらに、異業種との資本業務提携等

も始めておりますので、この取り組みをさらに深化・成長・発展させていきたいと考えております。

当社グループ全体では「勉強+1（プラスワン）」の教育理念のもと、個別指導だからできる「個性化教育」、当社グループだからできる「本物」の教育サービス提供により、顧客満足度の向上に努めてまいります。

第36期は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、徹底した感染対策などの費用が発生したために一時的に利益が減少いたしました。第37期は各グループ会社で新規開校も再開しており、V字回復達成に向けて足元の数字も順調に推移しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

事業区分	事業内容
学習塾事業	「ひと部屋に生徒一人に先生一人」の全室黒板（ホワイトボード）付の完全個別指導を中心とした進学学習指導を主な事業としており、直営方式で首都圏（1都3県）を中心に「TOMAS」、医学部受験専門個別指導「メディックTOMAS」、難関校受験対策特化個別指導「Spec. TOMAS」を運営しております。
家庭教師派遣教育事業	100%プロ社会人講師が個別指導する進学学習指導を主な事業としており、直営方式で「名門会家庭教師センター」、TOMASが展開していない地域に全国進学個別指導塾「TOMEIKAI」を運営しております。
幼児教育事業	名門幼稚園・名門小学校への受験指導を行う「伸芽会」、受験対応型の長時間英才託児事業および進学指導付き学童事業を行う「伸芽'Sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」を運営しております。
学校内個別指導事業	学校内に個別指導ブースを設置して「TOMAS」のノウハウを活かした学校内個別指導塾「スクールTOMAS」を運営しております。
英会話スクール事業	マンツーマン英会話スクール「インターTOMAS」を運営しております。
人格情操合宿教育事業	知識教育では埋めきれない人格情操教育指導を教育カリキュラムに組み込んだ事業を「スクールツアーズ」「TOMAS サッカースクール」「TOMAS 体操スクール」として運営しております。

(6) 主要な営業所等 (2021年2月28日現在)

① 当社

本社 東京都豊島区目白三丁目1番40号

会社名	事業所数	都道府県別内訳
株式会社リソー教育	101	東京都6事業所 埼玉県7校 東京都61校 千葉県8校 神奈川県19校

② 子会社

会社名	事業所数	都道府県別内訳
株式会社名門会 (本社：東京都豊島区)	44	東京都1事業所 北海道1校 宮城県1校 茨城県2校 埼玉県1校 東京都4校 千葉県2校 栃木県1校 群馬県1校 神奈川県3校 長野県1校 静岡県1校 石川県1校 愛知県3校 三重県1校 奈良県1校 岐阜県1校 京都府2校 大阪府4校 兵庫県2校 岡山県2校 広島県2校 福岡県2校 佐賀県1校 熊本県1校 長崎県1校 鹿児島県1校
株式会社伸芽会 (本社：東京都豊島区)	46	東京都2事業所 埼玉県1校 東京都34校 千葉県3校 神奈川県3校 京都府1校 大阪府1校 兵庫県1校
株式会社プラスワン教育 (本社：東京都豊島区)	14	東京都1事業所 埼玉県1校 東京都10校 千葉県1校 神奈川県1校
株式会社スクールTOMAS (本社：東京都豊島区)	3	東京都1事業所 大阪府1事業所 茨城県1校
株式会社駿台TOMAS (本社：東京都豊島区)	2	東京都1事業所 東京都1校
株式会社ココカラTチャーズ (本社：東京都豊島区)	1	東京都1事業所

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計 年度末比増減
学習塾事業	326名	42名増
家庭教師派遣教育事業	141名	6名増
幼児教育事業	210名	7名増
学校内個別指導事業	205名	25名増
英会話スクール事業	14名	3名増
人格情操合宿教育事業	40名	3名増
その他	68名	6名減
合計	1,004名	80名増

(注) 使用人数には、契約社員182名、アルバイト講師6,394名、パートタイマー300名、合計6,876名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
404名	120名増	40.7歳	8.3年

(注) 1. 使用人数が前事業年度末に比べ、120名増加した主な理由は、株式会社インターTOMASおよび株式会社TOMAS企画を吸収合併したことによる増員であります。

2. 使用人数には、契約社員53名、アルバイト講師5,079名、パートタイマー133名、合計5,265名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 426,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 156,209,829株 |
| ③ 株主数 | 19,868名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
岩佐実次	23,980,250株	16.22%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	15,239,300	10.30
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口)	10,983,800	7.43
学校法人駿河台学園	10,333,700	6.99
日本道路興運株式会社	9,322,039	6.30
ヒューリック株式会社	7,820,000	5.29
S M B C 日興証券株式会社	2,265,200	1.53
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	1,573,200	1.06
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口 5)	1,539,200	1.04
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口 6)	1,339,100	0.90

- (注) 1. 当社は自己株式 (8,396,070株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (8,396,070株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称	株式会社リソー教育 第1回株式報酬型 新株予約権	株式会社リソー教育 第2回株式報酬型 新株予約権	株式会社リソー教育 第3回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2018年10月9日	2019年8月23日	2020年9月18日
新株予約権の数	2,277個	6,348個	11,545個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 68,310株 (新株予約権1個につき30株)	普通株式 63,480株 (新株予約権1個につき10株)	普通株式 115,450株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額	1株当たり327円	1株当たり410円	1株当たり279円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり30円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2018年11月20日から 2058年11月19日まで	2019年9月25日から 2059年9月24日まで	2020年10月20日から 2060年10月19日まで
行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。		
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,716個 目的となる株式数 51,480株 保有者数 5名	新株予約権の数 4,787個 目的となる株式数 47,870株 保有者数 5名	新株予約権の数 11,545個 目的となる株式数 115,450株 保有者数 5名

(注) 当社は、2018年12月1日付にて普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の払込金額」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	岩 佐 実 次	
代表取締役副会長	天 坊 真 彦	株式会社プラスワン教育 代表取締役社長 株式会社駿台TOMAS 代表取締役社長 株式会社ココカラTチャーズ 代表取締役社長
代表取締役社長	平 野 滋 紀	
取 締 役 副 社 長	久 米 正 明	CFO最高財務責任者 管理部門管掌 株式会社リソーウェルフェア 代表取締役社長
代表取締役専務	上 田 真 也	株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 敏 郎	公認会計士／税理士 当社社外取締役 税理士法人K・T・Two 代表社員 日本公認会計士協会常務理事 日本公認会計士協会神奈川県副会長
取 締 役	小 西 徹	弁護士 当社社外取締役
常 勤 監 査 役	富 田 利 秀	
常 勤 監 査 役	表 美 行	
監 査 役	阿 部 一 博	弁護士 当社社外監査役
監 査 役	中 里 拓 哉	公認会計士／税理士 当社社外監査役

- (注) 1. 取締役佐藤敏郎氏、小西徹氏は社外取締役であります。社外取締役佐藤敏郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外取締役小西徹氏は弁護士の資格を有しており、豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
2. 監査役阿部一博氏、中里拓哉氏は社外監査役であります。社外監査役阿部一博氏は、弁護士の資格を有していることから、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、社外監査役中里拓哉氏は、公認会計士および税理士の資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 佐藤敏郎氏、小西徹氏、阿部一博氏、中里拓哉氏の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (2名)	213百万円 (11百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (2名)	30百万円 (11百万円)
合 計	14名	244百万円

- (注) 1. 上表には、2020年5月28日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2009年5月26日開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年5月25日開催の第33回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2020年5月28日開催の第35回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。
6. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
ストック・オプションによる報酬額32百万円（取締役5名に対し32百万円）

③ 社外役員に関する事項

1. 取締役 佐藤敏郎

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤敏郎氏は税理士法人K・T・Twoの代表社員、日本公認会計士協会常務理事および神奈川県会副会長であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

2. 取締役 小西徹

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 監査役 阿部一博

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催した17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 監査役 中里拓哉

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催した17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 誠栄監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. グループ倫理憲章およびコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスに係わる諸規程を当社およびグループ会社（以下「当社グループ」という）の役職員が遵守し、当社グループの役職員の職務執行が法令および定款に適合し、社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
2. 当社グループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、コンプライアンス担当役職員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。なお、当社グループのコンプライアンスに関する問題を相談または通報する内部通報窓口を設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役に報告する。
3. 各部署を横断的に統括するコンプライアンス部において、グループ会社全社の法令違反を事前に洗い出し、未然にコンプライアンス違反を防ぐ体制を整える。定期的に法令改正等の有無を管理企画局内の各部署と確認し、必要に応じてグループ会社全社と共有する。
4. 社長直轄の内部監査室において、内部監査規程等に基づき当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。
5. 財務報告の適正性と信頼性を確保するために、法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備し適切な運用に努める。
6. 社会秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程等の諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。

取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのコンプライアンス、情報セキュリティ、災害、役務提供等に係るリスクについては、「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスク管理を行うものとする。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示するものとする。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえ、毎事業年度ごとの予算編成や事業計画を定め、さらにグループ会社の進捗状況を検証する。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおいて、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するためにグループ倫理憲章を共有するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の組織、業務等の重要事項については、当社の取締役会への報告、承認を得るものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める関係会社管理規程において、グループ会社の予算、収益、資金その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け、グループ会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務付ける。
- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人が必要と判断する場合は、監査役の指揮命令に服し、その職務を補助する専属の使用人を配置するものとし、当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けない。
また、当該使用人の人事異動は予め監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役

に報告するための体制

1. 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 2. 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社の監査役は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。
 3. 内部監査室は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 4. 内部監査室は、当社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に常勤監査役に対して報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの役職員が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役と代表取締役との定期的な意見交換、監査役と会計監査人との定期的な情報交換、監査役と内部監査室との連携を図るものとする。
- ⑩ 監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 2. 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 3. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のリスク・コンプライアンス委員会（当事業年度においては10回開催）が中心となって行っており、「すべては子どもたちの未来のために」という企業理念のもと社会的責任を果たすために、リスク・コンプライアンス委員会で当社およびグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、また、グループの役職員の行動指針として「リソー教育グループ倫理憲章」を定め、役職員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的として、当社内部監査室および第三者機関を窓口とした内部通報制度を当社に設置しており、相談内容が直ちに当社の常勤監査役に報告される体制を整備しております。また、内部通報制度運用規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

③ リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害損失の最小化を図ることを目的とし、リスク管理規程を制定し、当社のリスクに関する総括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理に関する方針および諸手続について定めるとともに関係会社としての対外信用の保持、関係会社各社の自主責任経営への指導、助言等を通じて、企業グループとしての経営効率の向上を図ることを実施しております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

⑤ 取締役の職務執行

「リソー教育グループ倫理憲章」や役員規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は12回開催されております。

また、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務遂行を図っております。

⑥ 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営政策会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室および内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして捉え、連結配当性向を指標として、業績に応じた配当を行うことを基本方針にしております。

今後の配当政策につきましては、経営状況およびリスク管理の状況等を踏まえながら、配当方針を決定してまいります。期末（第4四半期）配当金については、1株当たり9.5円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,018,304	流動負債	4,600,399
現金及び預金	3,963,694	未払金	1,149,166
営業未収入金	2,454,135	未払法人税等	422,847
たな卸資産	135,497	前受金	1,701,720
未収還付法人税等	37,672	返品調整引当金	2,370
その他	438,892	賞与引当金	265,202
貸倒引当金	△11,588	関係会社整理損失引当金	40,529
固定資産	6,922,027	資産除去債務	12,565
有形固定資産	3,115,682	その他	1,005,995
建物及び構築物	1,540,339	固定負債	2,764,692
工具、器具及び備品	1,157,379	リース債務	3,895
土地	417,963	退職給付に係る負債	1,681,000
その他	0	資産除去債務	1,073,012
無形固定資産	177,485	繰延税金負債	6,783
投資その他の資産	3,628,859	負債合計	7,365,091
投資有価証券	124,027	(純資産の部)	
繰延税金資産	678,891	株主資本	6,588,450
敷金及び保証金	2,558,477	資本金	2,890,415
その他	273,534	資本剰余金	1,105,307
貸倒引当金	△6,072	利益剰余金	4,323,111
資産合計	13,940,332	自己株式	△1,730,384
		その他の包括利益累計額	△81,881
		その他有価証券評価差額金	13,300
		為替換算調整勘定	△401
		退職給付に係る調整累計額	△94,780
		新株予約権	68,671
		非支配株主持分	—
		純資産合計	6,575,240
		負債純資産合計	13,940,332

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	25,201,586
売	上	原	19,096,483
売	上	総	6,105,102
販	売	費	5,094,502
營	業	利	1,010,599
營	業	外	236,896
	受	取	21
	受	取	0
	為	替	2,051
	未	払	2,891
	助	成	214,674
	償	却	2,239
	還	付	1,128
	雑		643
	そ		13,245
營	業	外	55,091
	支	払	2,116
	株	式	30,100
	創	立	131
	開	業	20,541
	支	払	1,470
	そ		730
経	常	利	1,192,404
特	別	利	29,437
	受	取	25,668
	そ		3,769
特	別	損	65,252
	固	定	11,935
	減	資	12,059
	移	損	727
	関	係	40,529
	会	社	
	整	理	
	損	失	
	引	当	
	金	繰	
	入	額	
税	金	等	1,156,589
	法	人	665,332
	法	人	△24,678
当	期	純	515,935
	非	支	△39,298
	配	株	
	主	に	
	帰	属	
	す	る	
	当	期	
	純	損	
	失	(△)	
親	会	社	555,234
	株	主	
	に	帰	
	属	す	
	る	当	
	期	純	
	利	益	

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から)
(2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,890,415	822,859	4,208,207	△1,724,062	6,197,419
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			555,234		555,234
剰 余 金 の 配 当			△440,329		△440,329
自 己 株 式 の 取 得				△735,838	△735,838
自 己 株 式 の 処 分		282,448		729,516	1,011,964
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	282,448	114,904	△6,321	391,030
当 期 末 残 高	2,890,415	1,105,307	4,323,111	△1,730,384	6,588,450

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	—	201	△127,884	△127,682	48,364	39,298	6,157,400
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							555,234
剰 余 金 の 配 当							△440,329
自 己 株 式 の 取 得							△735,838
自 己 株 式 の 処 分							1,011,964
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	13,300	△602	33,103	45,801	20,307	△39,298	26,809
当 期 変 動 額 合 計	13,300	△602	33,103	45,801	20,307	△39,298	417,840
当 期 末 残 高	13,300	△401	△94,780	△81,881	68,671	—	6,575,240

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,675,080	流動負債	3,077,220
現金及び預金	2,086,991	買掛金	39,580
営業未収金	1,110,881	未払金	644,682
教材	28,511	未払法人税等	89,014
貯蔵品	19,678	未払消費税等	206,963
前払費用	271,217	前受金	1,161,771
未収還付法人税等	37,181	預り金	600,742
関係会社未収金	123,887	賞与引当金	130,804
その他	747	資産除去債務	9,121
貸倒引当金	△4,017	その他	194,540
固定資産	6,381,062	固定負債	1,472,427
有形固定資産	2,578,589	リース債務	3,895
建物	1,122,175	退職給付引当金	797,521
工具、器具及び備品	1,037,586	資産除去債務	671,010
土地	417,963	負債合計	4,549,648
その他	864	(純資産の部)	
無形固定資産	99,184	株主資本	5,424,522
ソフトウェア	86,493	資本金	2,890,415
その他	12,691	資本剰余金	1,105,307
投資その他の資産	3,703,287	資本準備金	822,859
投資有価証券	124,027	その他資本剰余金	282,448
関係会社株式	1,508,010	利益剰余金	3,159,184
関係会社長期貸付金	100,000	利益準備金	53,923
繰延税金資産	270,348	その他利益剰余金	3,105,261
敷金及び保証金	1,444,859	繰越利益剰余金	3,105,261
その他	256,041	自己株式	△1,730,384
		評価・換算差額等	13,300
		その他有価証券評価差額金	13,300
		新株予約権	68,671
		純資産合計	5,506,494
資産合計	10,056,142	負債純資産合計	10,056,142

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,595,730
売 上 原 価	9,878,427
売 上 総 利 益	3,717,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,448,424
営 業 利 益	268,878
営 業 外 収 益	977,762
受 取 利 息 及 び 配 当 金	700,057
関 係 会 社 業 務 支 援 料	178,177
助 成 金 収 入	91,450
そ の 他	8,076
営 業 外 費 用	34,173
支 払 利 息	2,123
株 式 交 付 費	30,100
支 払 手 数 料	1,470
そ の 他	478
経 常 利 益	1,212,467
特 別 利 益	3,769
そ の 他	3,769
特 別 損 失	1,862
固 定 資 産 除 却 損	1,413
移 転 費 用 等	449
税 引 前 当 期 純 利 益	1,214,374
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	204,265
法 人 税 等 調 整 額	△25,115
当 期 純 利 益	1,035,224

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,890,415	822,859	—	822,859	53,923	2,510,366	2,564,289	△1,724,062	4,553,502
当期変動額									
当期純利益						1,035,224	1,035,224		1,035,224
剰余金の配当						△440,329	△440,329		△440,329
自己株式の取得								△735,838	△735,838
自己株式の処分			282,448	282,448				729,516	1,011,964
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	282,448	282,448	—	594,894	594,894	△6,321	871,020
当期末残高	2,890,415	822,859	282,448	1,105,307	53,923	3,105,261	3,159,184	△1,730,384	5,424,522

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—	48,364	4,601,866
当期変動額				
当期純利益				1,035,224
剰余金の配当				△440,329
自己株式の取得				△735,838
自己株式の処分				1,011,964
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,300	13,300	20,307	33,607
当期変動額合計	13,300	13,300	20,307	904,628
当期末残高	13,300	13,300	68,671	5,506,494

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

株式会社リソー教育

取締役会 御中

誠栄監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 村 和 己 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 古 川 利 成 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リソー教育の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リソー教育及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生す

る可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

株式会社リソー教育
取締役会 御中

誠栄監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 田 村 和 己 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 古 川 利 成 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リソー教育の2020年3月1日から2021年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月13日

株式会社リソー教育 監査役会

常勤監査役	富田利秀 ㊞
常勤監査役	表美行 ㊞
社外監査役	阿部一博 ㊞
社外監査役	中里拓哉 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>いわさみ つぐ</small> 岩佐実次 (1949年5月14日生)	1985年7月 当社設立代表取締役社長 2001年10月 当社代表取締役会長兼社長 2008年4月 当社代表取締役会長 2012年6月 当社代表取締役会長兼社長 2013年9月 当社代表取締役会長 2014年2月 当社代表取締役会長兼社長 2015年10月 当社取締役相談役 2019年5月 当社取締役会長（現任）	23,980,250株
<p>【取締役候補者とした理由】 岩佐実次氏は、当社創業者として今日のリソー教育グループを築き上げるとともに、当社のブランドを確立するなど、当社グループを成長させてきました。同氏の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のための熱意は、今後の当社のさらなる成長および後進の育成のために必要であることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> てん ぼう まさ ひこ 天 坊 真 彦 (1964年11月2日生)	1995年3月 当社入社 2004年11月 当社教務企画局 課長 2005年9月 当社経営企画本部秘書室 課長 2012年9月 当社経営企画本部秘書室 副部長 2014年3月 当社経営企画本部秘書室 兼管理企画局 副部長 2014年5月 当社取締役管理企画局 局長 2015年5月 当社専務取締役 2015年10月 当社代表取締役社長 2019年7月 当社代表取締役副会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プラスワン教育 代表取締役社長 株式会社駿台TOMAS 代表取締役社長 株式会社ココカラTチャーズ 代表取締役社長	38,950株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>天坊真彦氏は、2015年から2019年にかけて当社代表取締役社長として、その後は当社代表取締役副会長として、強力なリーダーシップを発揮してまいりました。また、株式会社プラスワン教育、株式会社駿台TOMAS、昨年新設された株式会社ココカラTチャーズの代表取締役社長としても同社の成長を牽引しております。これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <small>ひらのしげのり</small> 平野 滋紀 (1971年8月9日生)	2001年3月 当社入社 2006年5月 当社教務企画局 課長 2009年3月 当社教務企画局 部長 2012年3月 当社教務企画局 副局長 2014年5月 当社取締役教務企画局 局長 2015年5月 当社常務取締役兼教務部門管掌 2016年5月 当社代表取締役専務 兼教務部門管掌 2019年7月 当社代表取締役社長 (現任)	11,630株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平野滋紀氏は、2001年に当社に入社以降、完全1対1の進学個別指導塾であるTOMASの教室運営に従事し、2016年に当社代表取締役専務に就任後、2019年に当社代表取締役社長に就任、当社グループの経営を牽引してまいりました。これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <small>く め まさ あき</small> 久 米 正 明 (1953年2月28日生)	1975年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 1986年6月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 入社 2003年6月 同社 執行役員法人資金部長 2006年4月 同社 専務執行役員 2009年5月 みずほ証券株式会社 常務取締役兼常務執行役員 2011年1月 当社顧問 2011年6月 当社顧問辞任 2011年6月 ドイツ証券株式会社 営業本部副会長 2017年3月 当社執行役員 （C F O 最高財務責任者） 2017年5月 当社取締役副社長（C F O 最高財務責任者）（現任） 2019年5月 管理部門管掌取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社リゾーウェルフェア代表取締役社長	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 久米正明氏は、当社顧問を経て2017年に当社執行役員（C F O 最高財務責任者）に就任後、同年当社取締役副社長に就任し、当社グループの経営を牽引してまいりました。金融機関における豊富な経験と実績から、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> う え だ ま さ や 上 田 真 也 (1956年12月17日生)	1996年1月 当社入社 2009年1月 株式会社リソー教育企画 (現株式会社リソー教育)部長 2009年9月 同社 副局長 2011年3月 同社 局長 2013年5月 同社 取締役局長 2013年10月 同社 代表取締役社長 2015年5月 当社取締役 2016年5月 当社代表取締役常務 2020年1月 当社代表取締役専務 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長	18,880株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>上田真也氏は、1996年に当社に入社以降、TOMASの教室運営に従事し、当社の成長の原動力となる生徒募集勧誘事業に携わってまいりました。また、株式会社スクールTOMASの代表取締役社長として学校内個別指導事業を指揮し、同社の成長を牽引しております。これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> さとう とし お 佐藤 敏 郎 (1967年10月10日生)	1998年4月 公認会計士登録 2005年1月 株式会社オーナー企業総合 研究所(現山田コンサルティング グループ株式会社) 代表取締役研究所長 2005年3月 税理士登録 2007年6月 TFPコンサルティンググル プ株式会社(現山田コンサルテ インググループ株式会社) 取締役 2014年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人K・T・Two代表社員 日本公認会計士協会常務理事 日本公認会計士協会神奈川県副会長	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 佐藤敏郎氏は、公認会計士および税理士としての専門的知識を有しており、主 に経営に対する高い見識からのアドバイスを期待するため、引き続き社外取締 役として選任をお願いするものであります。			
7	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> こにし とおる 小西 徹 (1978年12月2日生)	2008年9月 弁護士登録(東京弁護士会) 2008年9月 霞総合法律事務所 入所 2015年2月 目黒・白金法律事務所 開設 2016年5月 当社社外取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 小西徹氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプ ライアンスの観点からのアドバイスを期待するため、引き続き社外取締役とし て選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐藤敏郎氏および小西徹氏は、社外取締役候補者であります。佐藤敏郎氏が当
 社社外取締役に就任してからの年数は7年であります。また、小西徹氏が当社
 社外取締役に就任してからの年数は5年であります。
3. 当社は、社外取締役候補者である佐藤敏郎氏および小西徹氏との間で責任限定
 契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏と

の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員がその職務の執行に関し、保険期間中にその他の第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。
なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 佐藤敏郎氏および小西徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第2号議案 取締役に対するストック・オプション内容一部追加の件

取締役の報酬等の額は、2018年5月25日開催の第33回定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬等として、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、年額1億円以内とご決議いただき今日に至っております。

今日においても、取締役の報酬等の内容に関して変更はございませんが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号、第71号）が2021年3月1日に施行されたのに伴い、ストック・オプションとしての新株予約権に関し、株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、その旨及び当該事由の内容の概要に関し、株主総会決議をいただくことが必要になったため、改めてご承認をお願いするものであります。当該追加箇所は「2. 新株予約権の内容（7）新株予約権の取得に関する事項」であります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の業績と株価との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 26,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式260,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、10株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものであります。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価格を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものであります。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から40年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記（4）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得に関する事項<新規追加事項>

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、上記（5）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他の新株予約権の内容

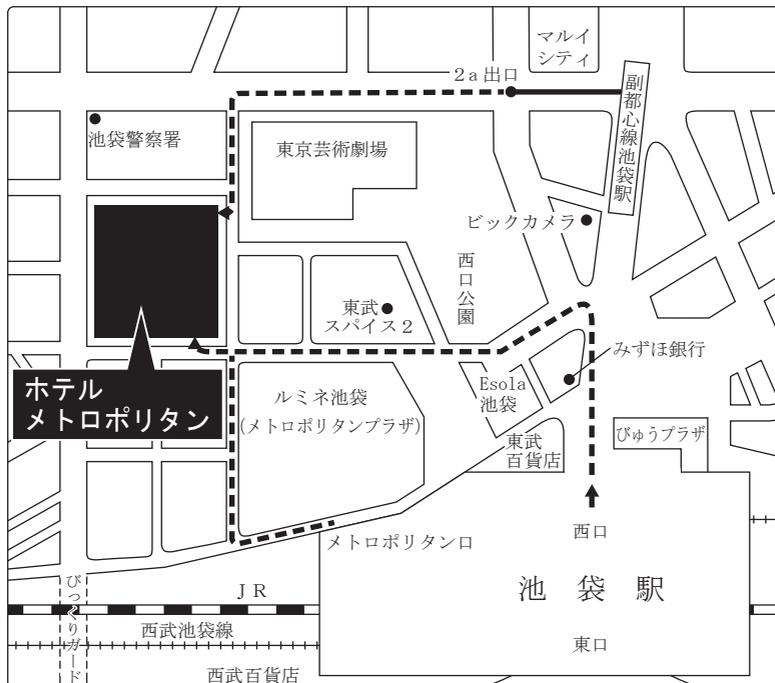
上記（1）から（7）までの細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 桜
電話 (03) 3980-1111 (代表)

交通 J R池袋駅西口から徒歩3分
J R池袋駅メトロポリタン口から徒歩2分
東京メトロ池袋駅2a 出口から徒歩5分
護国寺・北池袋・東池袋ICより7分(車)



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り書面によって議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場はお控えいただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ 最新の状況につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.tomas.co.jp/>)も併せてご確認ください。